

# **「特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン」等について**



# 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編及び行政機関等・地方公共団体等編）の公表について

平成 26 年 12 月 26 日  
特定個人情報保護委員会

## 1 目的

個人番号は、社会保障、税及び災害対策の分野において、個人情報を複数の機関の間で紐付けるものであり、住民票を有する全ての者に一人一番号で重複のないように、住民票コードを変換して得られる番号です。したがって、個人番号が悪用され、又は漏えいした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招きかねません。そこで、番号法においては、特定個人情報について、個人情報保護法等の一般法よりも厳格な各種の保護措置を設けています。

特定個人情報保護委員会は、国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務としており、本ガイドラインは、事業者や行政機関、地方公共団体等が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものです。

ガイドラインは、対象者別に次のものがあります。

- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）  
（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

## 2 主なポイント

（別紙資料参照）

## 3 事業者編と行政機関等・地方公共団体等編の主な違い

事業者編と行政機関等・地方公共団体等編（以下、「行政機関等編」という。）の主な違いは次のとおりです。

- ・ 事業者編は、従業員の源泉徴収票作成事務や健康保険・厚生年金保険届出事務等を中心に記述しています。これに対し、行政機関等編では、行政機関等は社会保障及び税に関する事務において個人番号を利用することから、これらに関する記述が多くなっています。

- ・ 安全管理措置において、行政機関等編では事業者編に比べ、例えば、組織体制の整備やアクセス制御に関する項目で、より手厚い記述となっています。

#### 4 国民の皆様からの意見募集

当委員会においては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」について、本年10月10日（金）から11月9日（日）まで広く国民の皆様からの御意見を募集し、必要な修正を行った上で、本年12月11日に公布いたしました。

また、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」については、本年10月29日（水）から11月27日（木）まで広く国民の皆様からの御意見を募集し、必要な修正を行った上で、本日公布いたしました。

# 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の概要

※特定個人情報：マイナンバーをその内容に含む個人情報

## マイナンバーに対する国民の懸念と保護措置

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。
  - 他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。
- ⇒ 番号法では、マイナンバーの利用範囲を限定し、利用目的を超えた目的での利用を禁止するなど保護措置を規定。

## ガイドラインの必要性

### <ガイドラインの必要性>

- 従業員の源泉徴収票作成時にマイナンバーを取り扱うため、広く民間企業に番号法のルールを周知することが必要。
- 番号法に定められている保護措置においては、利用範囲が法律で限定されているなど個人情報保護法と取扱いが異なることから、実務を行う現場が混乱しないための具体的な指針が必要との民間企業からの声がある。
- 行政機関等・地方公共団体等は、マイナンバーを利用して個人情報を検索、管理する事務等を実施するので、マイナンバーの取扱いについて周知することが必要。

### <ガイドラインの作成方針>

- 検討に当たっては、民間企業からのヒアリングや企業の実務担当者や地方公共団体等が参加する検討会を開催し、民間企業や地方公共団体等の意見を聴きながら作成。
- 番号法の規定及びその解釈について、実務的な具体例を用いて分かりやすく解説することを主眼。

※番号法において、国は個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずる（4条）、委員会はマイナンバーその他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な行政機関や民間事業者に対する指導及び助言等の措置を講ずる（37条）とされている。

## 今後の広報

- 各種広報に努めるとともに、順次、経済団体等向けに説明会を開催予定

## ガイドラインの主な内容

- 事業者等が番号法のルールを遵守するため、ガイドラインでは、番号法の規定及びその解釈について、分かりやすく解説することを主眼とし、マイナンバーを取り扱うにあたって最低限守るべき事項を具体例を用いて記述。

### <代表的な例>

#### 利用・提供の制限

マイナンバーの利用・提供の範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されている。

- ⇒ 具体例①マイナンバーを社員番号として利用してはならない。
- ②本人の同意があったとしても、利用目的を超えてマイナンバーを利用してはならない。

#### 安全管理

漏えいを防止するためのマイナンバーの保管・外部委託に関する留意事項。

- ⇒ 具体例③委託先を適切に監督しなければならない。委託契約には秘密保持義務、情報の持出禁止などを盛り込まなければならない。
- ④再委託をする場合には、委託元の許諾を得なければならない。
- ⑤不正アクセスを防止する対策をとらなければならない。

#### 保管・廃棄

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはならない。必要なくなったときは、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。

- ⇒ 具体例⑥扶養控除等申告書は、7年間の保存義務があることから、7年の保存期間を経過した場合は、できるだけ速やかに廃棄しなければならない。
- ⑦マイナンバー部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で他の個人情報の保管を継続することは可能である。

## 番号法第 19 条第 14 号の規定に基づく独自利用事務に係る 情報連携に関する委員会規則の論点整理（案）

第 30 回特定個人情報保護委員会において示された以下の方向性に基づき、独自利用事務に係る情報連携について、現在検討を進めているところ。

- 委員会規則で定める独自利用事務に係る情報連携は、情報提供ネットワークシステムを使用する場合に限ることとする。
- 委員会規則において情報連携を認める独自利用事務として検討するものは、原則として、番号法別表第二に掲げる事務に準ずる範囲のものに限定し、情報提供者及び提供を求める特定個人情報についても、上記事務について掲げられた範囲に限定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）は、第 19 条第 7 号の規定において、別表第二の第一欄に掲げる情報照会者が、同表の第三欄に掲げる情報提供者に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステム（以下「NWS」という。）を使用して当該特定個人情報を提供することを認めている（以下「法定連携」という。）。

番号法第 19 条第 14 号の規定に基づく特定個人情報保護委員会規則（以下「規則」という。）においては、同条第 7 号に準ずるものとして情報連携（以下「規則連携」という。）が可能となるよう規定を整備し、番号法第 9 条第 2 項に基づき地方公共団体が条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）について庁外連携を可能とすることとする。

具体的には、独自利用事務に係る条例を定める地方公共団体が、規則連携に係る照会者（以下「規則照会者」という。）として、当該事務を処理するために必要な特定個人情報について、当該特定個人情報を有する者（以下「規則提供者」という。）に提供の求めを行う場合に、規則提供者が NWS を使用して規則照会者に特定個人情報を提供する仕組みを設けることとする。

この規則連携を検討するに当たって、以下の論点について、今後関係機関等と調整を行うとともに検討を行い、平成 27 年 3 月を目途として、委員会規則を制定することとしたい。

## 1 対象とする事務の範囲について

### (1) 地方単独事業に係る事務

#### ① いわゆる上乗せ

地方単独事業として実施する独自利用事務のうち、番号法別表第二及び主務省令に規定された各事務（以下「別表事務」という。ここでは例えば給付事務等を想定。）に支給額、補助率を地方公共団体が独自に加算等して実施する事務が存在する。当該事務は、別表事務の根拠法令と趣旨・目的、事務の内容が同一であり、対象者、事務フロー、情報提供者及び提供を求める特定個人情報が、別表事務とほぼ同一であることが想定されることから、当然に別表事務に準ずると解される。

したがって、地方単独事業として実施する独自利用事務の趣旨・目的及び事務の内容が、別表事務の根拠法令における趣旨・目的及び別表事務の内容と同一であって、情報提供者、提供を求める特定個人情報等も別表事務とほぼ同一である事務については規則連携を認めることとする。

なお、窓口においては、当該事務と別表事務を一体的に実施している場合が多い。このような状況で、例えば転入者が上記のような別表事務の手続を行う場合、別表事務の部分には地方公共団体においてNWSを使用して地方税関係情報を入手できるが、給付を加算する事務の部分にはNWSを使用することができず、改めて課税証明書等の添付書類の提出を求めなければならないとなると、別表事務で当該情報に関する添付書類の提出のみなし規定（番号法第22条第2項）を置いた趣旨が失われることとなる。

#### ② いわゆる横出し等

このほか、事務の内容は別表事務とほぼ同じであるが、住民サービスの向上のため、別表事務よりも対象者、給付内容、提供されるサービス等を拡張した事務が存在する。

また、別表事務の根拠法令における趣旨・目的を達成するため、地方単独事業として地方公共団体が独自に実施する事務が想定される。

これらの場合も、地方公共団体において別表事務と一体性のあるものとして実施されている場合が多く、規則連携の対象とする必要性が大きい。

したがって、地方単独事業として実施する独自利用事務のうち、事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一であり、事務に類似性が認められ、かつ、情報提供者、提供を求める特定個人情報等が別表事務とほぼ同一である事務については規則連携を認めることとする。

※ ①及び②以外の地方単独事業に係る事務であって、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であれば、独自利用事務として条例を制定し、個人番号を利用することは番号法上認められているが、当該事務の趣旨・目的が別表事務の根拠法令における趣旨・目的と同一であるとはいえない場合、事務の類似性が認められない場合などは、規則連携の対象外と整理する予定である。

(2) 別表第二に掲げられているが主務省令に規定されていない事務

地方単独事業に係る事務のほか、番号法別表第二には掲げられているものの、主務省令には規定されていない事務を独自利用事務として条例で制定する場合が想定されるが、番号の利用については法所管省庁に委ねられていることから、規則連携の検討からは除外することとする。

## 2 事務に対応して提供される特定個人情報について

法定連携においてやり取りする特定個人情報は、番号法別表第二第二欄に掲げる事務に対応し、同表第四欄及び主務省令等において明確化されている。

一方、地方公共団体の創意工夫により種々様々なものが想定される独自利用事務のうち、規則連携においてやり取りする特定個人情報については、国が設置・管理するNWSを使用すること等に鑑み、規則連携を行う事務が準ずることとなる別表事務において認められた特定個人情報の範囲にとどめることとする。

【関係条文】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～5 （略）

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～六 （略）

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八～十三 （略）

十四 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（特定個人情報の提供）

第二十二条 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。